

新潟県

教育月報 7・8 月号

第 878 号
令和 5 年 7 月 3 日発行
編集人、発行人
新潟県教育委員会

＜今月号の記事＞

	対象校種
1：教育ニュースライン	P 1 全種
2：教職員の事故防止と服務規律の確保について	P 2-5 全種
3：道徳教育の充実について	P 6 小中
4：文化芸術による子供育成推進事業について	P 7 小中
5：いきいき県民カレッジ「成果活用促進」事業	P 8-9 全種
6：インフォメーション	P 10-12 全種

教育ニュースライン

県教育に関する最新ニュースをお知らせします。

アントレプレナーシップ（起業家精神）を育むキャリア教育推進講座を実施しました

社会が大きく変化する中、主体性をもって社会課題に挑む人材育成が急務であることから、新潟県教育委員会では、キャリア教育の一環としてチャレンジ精神等を育むアントレプレナーシップ教育を推進しています。

アントレプレナーシップ教育の理解を深めてもらおうと、6月9日（金）に「アントレプレナーシップ（起業家精神）を育むキャリア教育推進講座」が教育センターにて開かれました。当日は小学校から高校まで多くの先生方からご参加いただきました。

講座内容

- ・「新潟県のアントレプレナーシップ教育の現状と課題」
説明：新潟県教育庁総務課
- ・「キャリア教育で育むアントレプレナーシップ」
講師：新潟大学 准教授 伊藤龍史
- ・「アントレプレナーシップ教育の実際」
講師：刈羽村立刈羽中学校 校長 後藤純二
- ・「アントレプレナーシップ教育の講師派遣について」
講師：株式会社 SN@P 新潟 荒川由晃
- ・ 演習、協議

新潟大学経済科学部の伊藤龍史准教授からは、アントレプレナーシップを育成するための理論背景を、専門用語を用いながらも分かりやすく説明していただきました。

刈羽村立刈羽中学校の後藤純二校長先生からは、刈羽中学校での企業体験の実践発表をしていただきました。地元の NPO 法人からの協力を得た活動による、子供たちの変容を具体的に話していただき、アントレ教育の効果を現場目線で伝えていただきました。同時に実践するうえでのカリキュラム編成の難しさ、職員との合意形成の大切さを説き、参加者の先生方にとって有意義な内容となりました。

受講者の先生からは「アントレプレナーシップ教育は本当に大事なことだと今日知ることができました。」との感想がありました。

当日の研修の様子は、県キャリア教育事業の facebook でご覧いただけます。

また、教育センターでは、『夢☆チャレンジ』講師派遣事業として、若手起業家等の講師派遣を行っていますので、ぜひご利用ください。



【県キャリア教育事業 FB】



【講師派遣事業】

教職員の事故防止と服務規律の確保について

義務教育課・高等学校教育課

はじめに

教職員は、常に高い倫理観や使命感をもち、児童生徒の人格形成を支援するという重大かつ崇高な責務を抱えています。

各学校に対しては、事故防止と服務規律の確保に努め、全職員体制で非違行為の根絶に向けた取組をお願いしています。学校教育に対する県民からの信頼を高めるためには、日々の事故防止に向けた真摯な取組が重要です。

本号では、昨年度の教職員事故と非違行為について報告します。各学校では、過去事例を基にした具体的でより実効性のある研修を継続し、非違行為根絶に向けた取組の徹底をお願いします。

教職員事故の発生状況について

表 1 教職員事故の件数（各年度内報告件数）

年 度		義務教育諸学校		県立高等学校等	
		4年度	3年度	4年度	3年度
交通事故	被害事故	3	5	29	26
	加害事故	1	5	27	30
	飲酒運転	0	0	1	0
	速度超過	1	2	2	1
	物損事故	21	23	8	4
負傷事故(交通事故以外)		114	139	28	43
非違行為(交通事故以外)		4	4	7	10
病気等の死亡		4	6	5	8
その他		1	0	1	0
総計		149	184	108	122

※表 1 の教職員事故件数には、県立学校の事務職員等による事故件数も含まれる。

1 義務教育諸学校

義務教育諸学校(公立特別支援学校を含み、新潟市立学校を除く。)における教職員の事故の総数は 149 件でした。負傷事故や交通事故等の減により、前年度より 35 件減少しました。

令和 4 年度の懲戒処分件数は 6 件(前年度比 3 件減)でしたが、免職に至る重大な非違行為が 1 件発生しています。また、個人情報の流出・紛失事故が年度を通じて発生しています。今後も教職員一人一人が危機感をもって、非違行為根絶への意識を一層高めていく必要があります。

2 県立高等学校等

県立高等学校及び中等教育学校における教職員事故の総数は 108 件で、前年度より 14 件減少しました。交通事故による懲戒処分件数は 2 件で、前年度より 1 件増加しました。事故の総数は減りましたが、特に交通事故件数の占める割合が増加となりました。

県民からの信頼を決して損なうことがないよう、教職員一人一人がこうした状況を自分のこととして受け止め、全教職員で事故防止、非違行為の根絶に向けた取組を引き続き行っていく必要があります。

交通事故の防止

表 2 各年度の教職員の交通事故処分件数

年 度	義務教育諸学校		県立高等学校等	
	4年度	3年度	4年度	3年度
加害事故	1	3	1	1
飲酒運転	0	0	0	0
速度超過	1	2	1	0
その他	0	0	0	0
総 計	2	5	2	1

※年度内に発生した事故であっても処分が翌年度になる場合もあり、文中や表 1 の事故発生件数と表 2 の処分件数が一致しない場合がある。

1 飲酒運転の根絶

令和 4 年度は、飲酒運転により免職に至る重大な非違行為が 1 件発生しました。県では引き続き、飲酒運転の根絶を推進していきます。飲

酒運転は教育への信頼を損なうだけでなく、その社会的責任が極めて大きい違法行為です。また、人の生命にかかわる重大事故に結び付く、極めて悪質かつ危険な行為であるという認識を改めてもつ必要があります。

県教育委員会は、飲酒運転を行った教職員に対しては、「酒酔い」「酒気帯び」の別や事故の有無にかかわらず、原則として「免職」、同乗した教職員や飲酒を勧めた教職員も「免職」又は「停職」という厳しい処分を臨んでいます。

各学校では、教職員一人一人が行為の重大性を強く認識するとともに、自校から飲酒運転を絶対に出さないという強い決意が求められます。

2 速度超過違反の防止

速度超過違反は、死亡事故や重大事故を引き起こす極めて危険な行為です。30km/h（高速道 40km/h）以上の速度超過の運転は、危険度の高い悪質な違法行為として道路交通法で罰金などの刑事罰が科せられるとともに、行政処分として運転免許の停止処分を受けることとなります。

県教育委員会では、このような速度超過違反を懲戒処分の対象としており、昨年度は義務教育諸学校で 1 件、高等学校等で 1 件の懲戒処分を行いました。どちらも一般道において 30km/h 以上の速度超過で検挙された事案です。

児童生徒の交通安全教育に携わる教職員は、自らが率先して交通法規を守り、交通事故防止に努めなければなりません。速度超過を防ぐ最も効果的な対策は、時間にゆとりをもって運転することです。日頃からの心掛を大切にしながら、速度超過違反ゼロを目指してください。

3 交通加害事故の防止

相手方に重傷(全治 30 日以上)を負わせ、懲戒処分となった加害事故が義務教育諸学校で 1 件、高等学校等で 1 件発生しました。

交通加害事故の多くは、一時不停止やわき見運転、前方不注意など、運転に集中していれば防ぐことができるケースがほとんどです。発生場所は交差点や比較的見通しの良い場所となっています。楽観的な予測に基づく「だろう」運転ではなく、常に最悪を想定した「かもしれない」運転を心掛け、確実な一時停止と入念な左右確認を行い、事故を起こさない安全走行に努めることが大切です。

万一、加害事故を起こした場合は、被害者への救急措置に全力で当たり、警察への届出を行うなど、運転者や同乗者としての当然の義務を果たすとともに、被害者や家族への誠意ある初期対応が求められます。また、損害賠償等事故後の措置についても、丁寧かつ誠実な対応が求められます。

交通加害事故は、刑法により懲役、禁錮又は罰金刑を科せられる場合もあることを自覚し、十分な安全確認と慎重な運転を行い、事故防止に努めてもらいたいと思います。

4 過去事例と防止対策

【事例 1】 渋滞のため、速度を緩めて 20km/h まで減速して走行していた。しかし、考え事をしていたため、減速した前方車両に気付くのが遅れ、ブレーキが間に合わずに衝突した。相手方に頸椎捻挫、腰椎打撲等、全治 3 週間の傷害を負わせた。

【事例 2】 出勤途中、信号待ちをしていた。ふと、前方車両が動いたと思い込み、アクセルペダルを軽く踏み込んだ。しかし、前方車両は動いていなかったため追突した。相手方に外傷性頸部症候群全治 3 週間の傷害を負わせた。

【事例 3】 県外の高速自動車道で、制限速度 80km/h の走行車線を 130km/h で走行し、50km/h の速度超過違反を犯した。

【事例 4】 県外で旅行中、見通しのよい制限速度 40 km/h の一般道において、70 km/h で走行し、30 km/h の速度超過で検挙された。

＜校内における交通事故防止の対策＞

- (1) 校内研修でスピードの出やすい箇所を地図に示し、注意喚起を図る。
- (2) 遅れそうな場合は、まずは職場や相手方に連絡して、安全運転で目的地に到着することを職員全体で共通理解する。
- (3) 出張の際には、見通しをもって無理のない程度に少し早めに出発する。

非違行為（交通事故以外）の防止

令和 4 年度に処分された非違行為の件数(交通事故を除く。)は表 3 のとおりです。以下、主な非違行為の事例等を紹介するとともに、その行為に係る問題の所在と今後の対策について考えてみます。

表 3 各年度の教職員の非違行為処分件数(交通事故以外)

年 度	義務教育諸学校		県立高等学校等	
	4年度	3年度	4年度	3年度
体罰・暴力行為	1	1	0	3
性非行・セクハラ	0	0	3	2
その他	3	3	2	4
総 計	4	4	5	9

※年度内に発生した事故であっても処分が翌年度になる場合もあり、文中や表 1 の事故発生件数と表 3 の処分件数が一致しない場合がある。

1 個人情報紛失・情報漏えい等の防止

令和 4 年度、個人情報の紛失・漏えいは、義務教育諸学校と高等学校等では 13 件発生し、令和 3 年度より 4 件減少しました。

しかし、今年度の 4 月、5 月において、個人情報流出が相次ぎました。特に個人情報を含む文書の誤配付が多く発生しました。また、不適切な取扱いによって児童生徒の個人情報を流出させる事案も見られました。

誤配付の事例

【事例 1】 夏休み前に健康診断結果の通知を封筒に入れ違え、別の保護者へ誤送付した。これにより、児童 2 名分の個人情報を流出させた。

【事例 2】 通知表に別の児童の成績が誤記載されていたにもかかわらず、これに気付かず配付した。このことから、児童 1 名分の個人情報を流出させた。

管理不十分の事例

【事例 1】 家庭環境調査票配付の際、1 名分がなかった。定期的な確認を怠り、紛失した原因を明らかにできない事態を招いた。

不適切な取扱いの事例

【事例 1】 個人情報が含まれた配付物は直接手渡すよう指導を受けているにもかかわらず、保健調査票の入った封筒を係児童に渡し、休み時間に配付させた。

【事例 2】 行事前に生徒の顔写真と氏名が記載された作品を拡大コピーするため校外へ持ち出し、そのまま店舗に置き忘れた。このことから、生徒 1 名分の個人情報を流出させた。

【事例 3】 児童個人が特定されかねない画像を、自分の SNS にアップした。

＜問題の所在＞

- (1) 電子データでの個人情報については、学校の個人情報管理規程が徹底されている場合は多い。しかし、紙媒体の個人情報の管理が不十分である。
- (2) 校内規程を理解しておらず、個人情報の重要性に対する意識が希薄であり、その取扱い及び管理方法が不十分である。

＜今後の対策＞

- (1) 管理職は、個人情報の取扱いに関する校内規程の見直しを図るとともに、教職員が個人情報の管理について、確実に実行できる具体的な取組を行う。
 - (2) 教職員は、個人情報を扱う際には、常に複数で対応する等、危機管理意識を高める。特に答案の紛失やメールアドレスの流出などの事故防止を徹底する。
 - (3) 児童生徒の家庭環境調査表等については、必要数がそろっているか、定期的な点検を徹底する。
 - (4) 個人情報の定義を再確認するとともに、SNS 等で児童生徒の個人情報を利用しないことを周知徹底する。
- ※管理職の許可を得て個人情報を持ち出すときの手続きや元に戻したときの報告の手順等を全職員で確認すること。

夏季休業前には、配付物が多くなります。中には通知表等の個人情報を含む配付物もあります。以下に誤配付防止の取組例をまとめました。各校での事故防止に向けた確実な取組をお願いします。

＜誤配付防止の取組例＞

- (1) 配付前には、全員分のものであるか、順番通りに整理されているかを確認する。
- (2) 児童生徒による配付ではなく、教職員が一人一人に手渡しで配付する。
- (3) 期間を定めて確実に全員分回収し、順番通りに整理しておく。
- (4) 回収後は、速やかに処理し、決められた所定の場所へ保管する。
- (5) 配付前、回収後は複数の目で確認する。

2 性非行・ハラスメント等の防止

性非行は、教職員としての基本的な資質に欠ける重大な非違行為であり、被害者に深い心の傷を残します。また、ハラスメントは働く人の個人としての尊厳を傷つける社会的に許されない行為です。懲戒処分の基準では、強制わいせつ行為を行った教職員は「免職」又は「停職」であり、特に児童生徒に対してわいせつ行為を行った教職員は「免職」となります。

昨年度、義務教育諸学校では盗撮による停職 6 月、高等学校では生徒の身体に触った、わいせつ行為で懲戒免職処分に至った事案があります。これらは、著しく信用を失墜する行為であり、県教育委員会では、この状況を重く受け止めています。

職場内におけるハラスメントについては、セクシャルハラスメントだけに限らず、パワーハラスメント、マタニティーハラスメント等についても防止に向けた対応が必要です。再度以下の点を十分に確認し、今後新たな非行等が発生しないよう取り組んでもらいたいと思います。

＜発生防止への留意点＞

- (1) 性非行は、教育に対する信頼を根底から失わせるとともに、児童生徒の人格形成に多大な悪影響を与える行為であり、絶対に許されるものではないことを強く自覚する。

- (2) ハラスメント等の防止について、所属長をはじめとする教職員一人一人が問題意識を持ち、ハラスメントの防止に努める。
- (3) 令和 2 年 7 月に県教育委員会が改正した「ハラスメントの防止及び対応について」を活用し、ハラスメントの防止や問題が生じた場合の対応等について確認する。特にセクシュアル・ハラスメントに関する理解を深め、防止に向けて意識を高める。

おわりに

年度や学期の切り替え時は、成績処理や新年度準備等で、慌ただしくなりがちです。時間的にも精神的にも余裕がなくなることから、不注意が重なり、事故につながる可能性が高い時期と言えます。

また、夏季休業中には帰省や旅行等で、自家用車で県外へ移動する機会が増えます。開放感から気が緩み、制限速度への注意が薄れ、速度超過違反を犯した事例が例年、報告されています。

今回、学期末、夏季休業中に発生しやすい事故事例を一部掲載しました。各校で、本事例を基に、具体的でより実効性のある非違行為根絶に向けた校内研修の実施をお願いします。

学校教育は、児童生徒、保護者、地域との信頼関係のもとに成り立っています。その信頼は、教職員一人一人の不断の努力により築かれるものです。しかし、教職員の非違行為は今までの努力を一瞬にして無とし、培ってきた信頼を根底から失わせるものです。一度損なった信頼関係を回復するには、多大な労力と時間を要します。

管理職においては、全職員体制での非違行為根絶に向けた取組を引き続き、お願いします。また、業務内容の整理、統合、削減を進めて効率化を一層図ることにより、教職員の多忙化解消に努め、教職員のやりがいを高めながら、開かれた職場環境づくりに取り組んでもらいたいと思います。

【お問い合わせ】

義務教育課管理企画係

TEL:025-280-5605

高等学校教育課管理係

TEL:025-280-5610

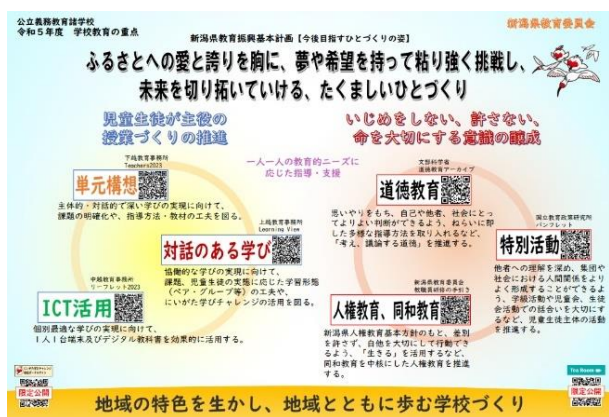
道徳教育の充実について

義務教育課

はじめに

令和 5 年度の「学校教育の重点」において、「はじめをしない、許さない、命を大切にする意識の醸成」を大きな柱とし、実現する手立ての 1 つに道徳教育を位置付けています。

道徳教育では、要である「特別の教科 道徳」において、「考え、議論する道徳」を推進することが重要です。



【令和 5 年度学校教育の重点】

「考え、議論する道徳」の推進に向けた研修を実施した割合は以下のとおりです。

表「小・中学校教育課程の編成・実施状況等に関する調査」より

校種	R4年度	(R3年度比)
小学校	55.7%	(-4.6%)
中学校	65.2%	(+3.5%)

「考え、議論する道徳」の推進に向けて

県では、思いやりをもち、自己や他者、社会にとってよりよい判断ができるよう「考え、議論する道徳」を推進しています。そこで、今年度も引き続き、以下の事業に取り組みます。なお、研修等については、後日連絡いたします。

(1) 新潟県道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業推進協議会の設置

○第 1 回推進協議会

日にち: 令和 5 年 6 月 7 日(水)

内 容: 学校現場における道徳教育の現状と改善に向けた取組

○第 2 回推進協議会

日にち: 令和 6 年 1 月 30 日(火)

内 容: 事業報告及び講演

(講演はオンラインによる一般参加を予定しています。)

(2) 道徳教育パワーアップ研究協議会の開催

道徳教育の充実に向けて、県教育委員会では、文部科学省の委託を受け、道徳教育パワーアップ研究協議会を開催します。協議会を県内同日(11 月 1 日(水))を予定)開催とし、講演会と演習など、統一した内容で実施します。

(3) 研究指定校での授業公開等の開催

令和 5 年度の研究指定校は、佐渡市立赤泊小学校、長岡市立宮内中学校、県立小出高等学校の 3 校です。研究指定校における授業実践や研究に関する情報交換をとおして、効果的かつ多様な指導方法について理解を深め、日々の授業改善につながることを目標としています。

おわりに

今年度から、地域の教科リーダー、授業力向上のアドバイザーとして実践及び他の職員を指導する教科教育専門監が活動を開始しています。道徳は長岡市立秋葉中学校所属春日 哲教諭で、勤務地域及び全県的に活動を行っております。若手教員の研修、初任研指導教員の負担軽減につながりますので、積極的な活用をお願いします。

[お問い合わせ]

義務教育課指導第 2 係

TEL: 025-280-5605

文化芸術による子供育成推進事業について

義務教育課

はじめに

文化芸術による子供育成推進事業とは、小学校・中学校等において文化芸術団体による実演芸術の巡回公演を行い、又は小学校・中学校等に個人又は少人数の芸術家を派遣し、子供たちに対し質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会を確保するとともに、芸術家による表現手法を用いた計画的・継続的なワークショップ等を実施する事業です。

子供たちの豊かな創造力・想像力や、思考力、コミュニケーション能力などを養うとともに、将来の芸術家や観客層を育成し、優れた文化芸術の創造に資することを目的としています。

主な事業内容

○巡回公演事業

文化庁が選定した文化芸術団体が、学校の体育館や文化施設でオーケストラ、演劇等の巡回公演を行います。本公演前に文化芸術団体が実施校へ赴き、鑑賞指導や実技指導を行うワークショップでは、公演の鑑賞や児童・生徒との共演をより効果的なものとする事ができます。普段授業などで使っている体育館が、工夫次第で素晴らしい舞台へと変わっていく様子を体感することができます。

【応募期間：12～1月】

○芸術家の派遣事業

個人又は少人数の芸術家による講話や実技披露、実技指導を実施します。

講話や実技披露では、芸術への関心を高めさせ、優れた芸術を鑑賞することができます。

また、ワークショップ等の実技指導を行うことで、日頃触れることのできない貴重な体験をし、芸術を身近なものと感じることができます。

【応募期間：9～10月頃】

○コミュニケーション能力向上事業

芸術を愛する心を育て、豊かな情操を養うとともに、コミュニケーション能力の育成を図ることを目的として、対話や創作、表現に係る体験活動において、協調・協働しながら課題解決に取り組むワークショップ等を実施します。

【応募期間：12～1月頃】

○子供 夢・アート・アカデミー

美術・文芸・音楽・演劇・舞踊の分野における芸術上の功績顕著な芸術家である「日本本芸術院会員」が、講話や実技披露、実技指導を行います。子供たちに文化芸術活動の素晴らしさを実感させ、夢を持って生きることの大切さを教えます。

【応募期間：5～6月頃】

○ユニバーサル公演事業

障害を持ったアーティストが活躍する取組と、字幕や音声ガイドダンス等を設置するだけでなく障害を持った子供たちも主体的に芸術鑑賞・体験ができるよう工夫された取組の2つの要素のいずれか、または両方を満たす企画から選択することができます。

【応募期間：1～2月】

○文化施設等活用事業

各実施校の所属する地域又は当該地域と連携が可能な地域の美術館、博物館、音楽ホール、能楽堂等の文化施設等を利用します。複数校での合同開催を推奨するものです。

【応募期間：3～4月】

詳細は文化庁 HP をご覧ください。

<https://www.kodomogeijutsu.go.jp>



ホームページはこちら

おわりに

令和6年度の事業は、今年度中に、事業ごとに募集が行われます。ぜひ御活用ください。

【お問い合わせ】

義務教育課指導第2係

TEL:025-280-5605

いきいき県民カレッジ「成果活用促進」事業 実施機関募集中！

県立生涯学習推進センター

はじめに

現在、県立生涯学習推進センターではいきいき県民カレッジ「成果活用促進」事業の実施機関を募集しています。多くの学校からも実施機関としての登録をお願いいたします。

「いきいき県民カレッジ」とは？

いきいき県民カレッジ（以下「カレッジ」という。）とは、生涯学習社会の推進に向けて「いつでも、どこでも、自分の希望するものを学びたい」という県民の要望にこたえることを目的に、知事を学長として実施している事業です。

カレッジには、県や市町村、大学・短期大学、公民館、博物館、民間団体など、様々な機関が実施している講座が登録されています。

講座内容は、①新潟地域学 ②家庭・地域 ③社会・経済 ④自然・科学 ⑤技術・技能 ⑥芸術・文化 ⑦健康・スポーツ ⑧国際交流・語学 ⑨その他の9分野に分かれており、令和4年度は2,222講座において、のべ82,401名の方が学びました。

カレッジ講座の情報は、新潟県生涯学習情報提供システム「ラ・ラ・ネット」で随時更新および公開されています。また、「講座一覧／入学案内」を年間2回（4月・9月）発行し、県内各施設へ配布しています。



【ラ・ラ・ネット】



【講座一覧／入学案内】

「成果活用促進」事業について

1 循環型生涯学習社会の実現に向けて平成29年度から、従来のカレッジ事業に加え「成果活用促進」事業を開始しました。以下、比較して説明します。

(1) 従来のカレッジ＝「学び」主体

カレッジを通じた県民の「学び」が広がるように「受講手帳」を配布しています。カレッジ講座を受講した際に得られるスタンプをためることにより、学びの証として奨励証が交付されます。



【受講手帳】



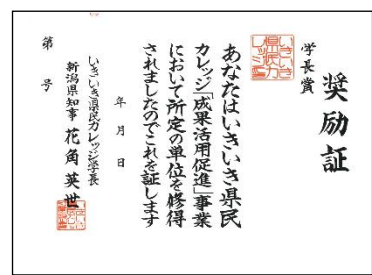
【学長賞表彰式の様子】

(2) 成果活用促進＝「活用」主体

「学び」の成果（知識や技能）を学校や地域で生かすための活動の支援を行うのが「成果活用促進」事業です。今までの「受講手帳」とは別に「活用手帳」を使用し、学びの成果を活用した活動をした際に得られるスタンプをためることにより、奨励証が交付されます。



【活用手帳】



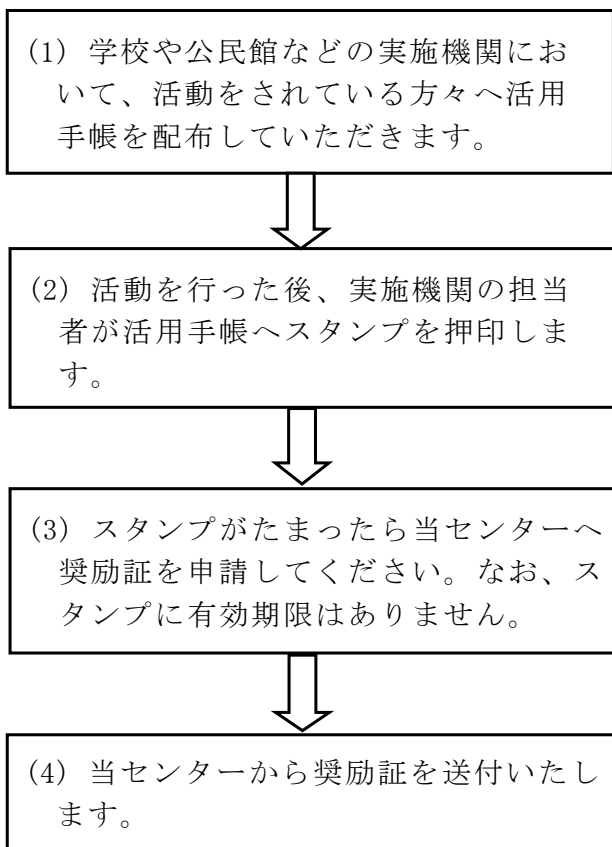
【奨励証】

2 単位認定活動の対象例

「成果活用促進」事業では下記のような活動が認定されています。

- (1) 学校支援活動（ゲストティーチャー、外部講師等、クラブ活動指導者等、登下校見守りや植栽活動等のボランティアとしての学校教育活動支援及びこれに準ずる活動）
- (2) 教育委員会が主催する事業における活動（放課後子ども教室、土曜学習、地域未来塾及びこれらに準ずる活動）
- (3) 図書館、公民館・コミュニティセンター・児童館・青少年教育施設等が実施する事業における活動（読み聞かせや蔵書整理等ボランティア、学習講座や研修等の講師や運営スタッフ及びこれらに準ずる活動）
- (4) 県立生涯学習推進センターが主催する事業における活動（ボランティアスタッフ及びこれらに準ずる活動）
- (5) その他「いきいき県民カレッジ」事務局が認める活動（福祉関係にかかわる活動・支援「訪問ボランティア、子育て支援、子ども食堂、身体介護」）など

3 「成果活用促進」事業での単位認定から奨励証交付までの流れ



実施機関の募集について

現在、実施機関となる学校等を募集しています。令和 4 年度には 572 機関が参加しており、今後さらに実施機関を増やすべく広報していきます。

お申込みは「ラ・ラ・ネット」トップページ右下にある事業案内の「いきいき県民カレッジ」のバナーからのページにある、成果活用促進の「申込書」に、必要事項を記入し、当センターまでお申し込みください。

おわりに

「成果活用促進」事業の主なねらいは、次の 2 つです。

- ① 生涯学び活躍できる循環型生涯学習社会の実現
- ② 家庭や地域と連携した魅力と活力ある学校づくりの推進

「活用手帳」を使って、学校と地域の方々のつながりを促進するとともに、参加される地域の方々自身の更なる学びへの関心・意欲の向上を期待しています。地域の方々がもっておられる「学び」の成果を、学校を通じて、子ども・家庭・地域へ還元していくために、是非多くの学校から実施機関としての参加をお願いいたします。



【カレッジマスコット
まなみん】

【申込先・お問い合わせ先】

新潟県立生涯学習推進センター
ラ・ラ・ネット：<https://www.lalanet.gr.jp>
TEL:025-284-6110
FAX:025-284-6019

インフォメーション

● 県立近代美術館 (長岡市)

■ 新潟県立近代美術館開館 30 周年記念
華麗なるパリ ベル・エポック展
 — フランス・モダン・ポスター —
 京都工芸繊維大学 美術工芸資料館コレクション



アンリ・ド・トゥールーズ
 =ロートレック
 《ディヴァン・ジャポネ》
 1892 年

- 会 期 7月1日(土)～8月27日(日)
- 休 館 日 月曜日(祝日の場合は翌平日) *8/14は開館
- 開館時間 午前9時～午後5時
(観覧券の販売は午後4時30分まで)
- 観 覧 料 一般 1,300円 (1,100円)
 高校・大学生 1,100円 (900円)
 中学生以下 無料

■ 美術鑑賞講座

「デザインって何? 2023」

日時: 7月29日(土) 14:00-15:30 * 申込不要
 講師: 藤田 裕彦 (万代島美術館館長)

「ロートレックと世紀末のポスター」

日時: 8月19日(土) 14:00-15:30 * 申込不要
 講師: 平石 昌子 (近代美術館専門学芸員)

■ 開館30周年記念 コレクション展 第2期

- [展示室 1] 開館30周年を記念して
ニイガタキンビ誕生の頃
- [展示室 2] 大光コレクション
- [展示室 3] 亀倉雄策

- 会 期 開催中～9月3日(日)
- 観覧料 一般430円 (340円)
 高校・大学生200円 (160円)
 中学生以下無料

※ () 内は有料 20 名以上の団体料金です。

県立近代美術館
 住所 長岡市千秋 3 丁目 278-14
 TEL: 0258-28-4111
 URL: <https://kinbi.pref.niigata.lg.jp/>

● 県立歴史博物館 (長岡市)

「NST 開局 55 周年・上杉景勝没後 400 年 上杉景勝 その生涯 展」

上杉謙信の後継の座につき、戦国時代末期に越後・佐渡の統一を成し遂げた武将、上杉景勝。越後の戦国時代を語る上で、上杉景勝とその側近である直江兼続は欠かすことのできない存在といえます。

2023 年は景勝の没後 400 年にあたります。本展では景勝ゆかりの文化財から、あらためてその足跡を見直します。



鉄黒漆塗紺糸威異製最上胴具足
 (伝上杉景勝所用) / 当館蔵

- 会 期 7月15日(土)～8月27日(日)
 ※会期中、展示替えがあります
- 時 間 午前9時30分～午後5時
 (観覧券の販売は午後4時30分まで)
- 場 所 県立歴史博物館企画展示室
- 休館日 月曜日(祝日の場合は翌平日) *8/14は開館
- 観覧料 一般 1,040 円、
 高校・大学生 600 円、
 中学生以下無料

※ 学校団体でご観覧の場合は、新潟県内の学校は無料です。事前にお申込みください。

県立歴史博物館
 住所 長岡市関原町 1 丁目 2247-2
 TEL: 0258-47-6130
 URL: <http://nbz.or.jp/>

●県民会館（新潟市）

日生劇場ファミリーフェスティバル 2023
音楽劇『精霊の守り人』新潟公演

国際アンデルセン賞作家賞をはじめ、数々の文学賞に輝くファンタジー文学の旗手・上橋菜穂子の代表作、初の舞台化！



- 開催日時 9月3日(日)
午後2時開演
- 会場 新潟県民会館
大ホール
- 料金 S席 6,000円
A席 4,000円
B席 2,000円 (税込・全席指定)

※3歳以上有料。2歳以下入場不可
※車椅子席をご希望の方は県民会館（025-228-4481）までお問合せください。

新潟県民会館
住所 新潟市中央区一番堀通3-13
TEL:025-228-4481
URL:<https://www.niigata-kenminkaikan.jp>

●県埋蔵文化財センター
令和5年度講演会

「はじめてのジェンダー考古学」

- 講師 菱田淳子氏（兵庫県立考古博物館）
- 期日 7月16日(日)
- 時間 午後1時50分～午後3時20分
- 会場 県埋蔵文化財センター

「小千谷の遺跡 最前線！ ～モノと地形から読み取る小千谷の特徴～」

- 講師 白井雅明氏（小千谷市にぎわい交流課）
- 期日 7月30日(日)
- 時間 午後1時50分～午後3時20分
- 会場 県埋蔵文化財センター

※参加費無料
※定員80名（当日受付）

新潟県埋蔵文化財センター
住所 新潟市秋葉区金津93番地1
TEL:0250-25-3981
FAX:0250-25-3986
E-mail:niigata@maibun.net
URL:<https://www.maibun.net/>

●県立生涯学習推進センター

廃材再生師 加治聖哉氏による
講演会 & 親子ワークショップ

「大地の芸術祭」はじめ県内外で作品を発表中の若手アーティスト・加治聖哉氏による講演会とワークショップを開催します。

複合施設である県立図書館、県立文書館、県立生涯学習推進センターの3館による連携イベントとして行うもので、講演テーマに関連した書籍の展示を県立図書館で行います。

・講演会「地方でアーティストを生業としていくことについて」
廃材再生師 加治聖哉氏講演会

- 期日 10月14日(土)
- 時間 午後1時50分～午後3時15分
- 会場 県立生涯学習推進センターホール
- 参加費 無料
- その他 事前申込みが必要（人数制限あり）
※詳しくは県立生涯学習推進センターまで

・ワークショップ「廃材を利用して加治聖哉さんといっしょに作品を作ろう！」

- 廃材を利用して親子で作品作りをします。
- 期日 10月14日(土)
 - 時間 午前10時30分～12時
 - 会場 県立生涯学習推進センター大研修室
 - 参加費 無料
 - その他 事前申込みが必要（人数制限あり）
※詳しくは県立生涯学習推進センターまで

・講演のテーマに関連した書籍の展示

- 期日 10月14日(土)
- 会場 県立図書館 閲覧室

県立生涯学習推進センター
住所 新潟市中央区女池南3丁目1-2
TEL:025-284-6110
URL:<https://www.lalanet.gr.jp/>

● 県立自然科学館（新潟市）
プラネタリウム夏休みスペシャル
「おたんじょうびせいをさがそう！」

自分のお誕生日星座（12 星座）は、いつ見える？どんな形？いろんな季節をめくりながら、各季節の代表的な星の並びやお誕生日星座を見てみましょう。



- 会 期 8 月 5 日(土)～27 日(日)
- 時 間 午前 11 時 30 分～ (30 分)
- 休 館 日 毎週(火) 但し、7 月 19 日～8 月 28 日
までは休まず毎日開館
- 開館時間 (平日) 午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分
(土日祝および 7 月 24 日～8 月 25 日)
午前 9 時 30 分～午後 5 時
(入館券の販売は閉館 30 分前まで)

○会 場 1 階 プラネタリウム

○観 覧 料 大人 210 円

小・中学生 100 円

※別途入館料(大人 580 円/小・中学生 100 円)

※障害者手帳、療育手帳をお持ちの方は入館料・観覧料が免除になります。券売所で御提示ください。

県立自然科学館
 住所 新潟市中央区女池南 3-1-1
 TEL: 025-283-3331
 URL: <https://sciencemuseum.jp/>

発行所 新潟県教育庁総務課
 所在地 〒950-8570
 新潟市中央区新光町 4 番地 1
 電 話 025-280-5587
 F A X 025-285-3766
 E-mail ngt500010@pref.niigata.lg.jp
 Web 版 URL :
<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/kyoiku/>
 本紙に関する御意見がありましたら、お寄せください
 <無断転載を禁ず>

※PDF ファイルで御覧の方は、下線部(Web ページアドレス)をクリックすると、直接該当 Web ページにジャンプしますので御活用ください。

※県ホームページからバックナンバーも御覧いただけます。「新潟県 教育月報」で検索してください。